

南淡路軟式野球協会 細 則

細則は(財)全日本軟式野球連盟細則を適用するほか県連盟及び協会規約第36条により以下のとおり定める。

第1項

登録に関する事項

1. 協会に入会せんとするチームの代表者は、所定の登録申請書に必要事項を記載して会費とともに提出しなければならない。
2. 登録申請を受けた協会は審査をし、一般チームについてはA級・B級・C級のランクを付し登録名簿を作成する。
3. チームの昇格は、高松宮賜杯大会・西日本大会(全国大会)で優勝又は準優勝した時に、次年度より自動的にランク上位の登録チームとなる。
4. ランク降格は昇格年度から2年を経過し、降格申請書に理由を付し、協会の承認を受ける。尚、降格はチーム及び選手を言う。
5. ① 移籍の場合、当該選手は移籍日より30日間は大会に出場できない。
② 登録抹消された選手は、新たに登録された日より30日間は大会に出場できない。
③ 移籍選手は、前所属チーム責任者の承認印ある証明書が必要である。
④ 新規登録選手は、登録と同時に大会に出場できる。
⑤ 学校卒業見込みの者は、卒業予定日の前月より準登録ができる。この場合、卒業と同時に正登録となり大会に出場(4月1日より)できる。準登録者は20名の枠内とする。

第2項

大会運営に関する事項

1. 大会の運営は、支部・地区・県大会とし、所定の期日までに代表チームを決定し、派遣しなければならない。
2. ① 大会に参加する人数は、監督を含め10名以上の参加とする。
② 代表者は所属選手を代表し、一切の責任を負うものとする。
③ 大会中の選手の事故等の損害補償については、総てチームの責任において処理することとする。

第3項

専門部会に関する事項

1. 理事会において審議する事項
 - (1) チームのランク付けに関すること。
 - (2) チーム及び個人の表彰に関すること。
 - (3) チーム及び個人の規律違反に関すること。
 - (4) その他必要事項。
2. その他の必要事項

第4項

規律に関する事項

- 1、会費を定められた期日に未納のチームは、大会に出場できない。
- 2、棄権・放棄試合・不正選手・暴力行為等規律違反を行ったチーム、また個人に対する規律違反に対しては、戒告・出場停止・除名の処分を行う。その処分は、理事会で審議する。

第5項

表彰に関する事項

- 1、表彰は功労者表彰及び優秀選手(チーム)表彰とする。
- 2、受賞資格は、下記の資格を有する者(チーム)のうち理事会において審査し、会長が認めた者(チーム)とする。

(1) 功労者表彰

- ① 協会の発展に顕著な功績のあった者。
- ② 役員(審判員)として15年以上で年齢が満45歳以上の者。
(年齢基準は4月1日とする)

(2) 優秀選手(チーム)表彰

- ① 全国大会又はこれに準ずる大会で、優秀な成績を収めたチーム。
- ② 特に技量に他の模範となる選手。

第6項

会計に関する事項

- 1、会費は理事会で決められた金額を、納入しなければならない。
- 2、大会参加料は、理事会で定める。